

岩手県告示第355号

岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第2条第3項の規定により、令和8年度企業・事業所行動調査（以下「調査」という。）を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

令和8年6月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 県内の企業及び事業所（以下「企業等」という。）の活動の実態及びその質的变化を把握し、諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査対象の範囲 従業員10人以上100人未満の企業等（層別無作為抽出により抽出するものに限る。）及び従業員100人以上の全ての企業等（以下「調査対象者」という。）について調査を行う。
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 別に定める調査票（以下「調査票」という。）により、次に掲げる事項について調査を行う。
  - （1） 報告を求める事項
    - ア 企業等の業種、事業形態、本店の所在地及び従業員数
    - イ 地球環境の保全、少子・高齢化等に対する企業等の取組の状況
  - （2） 基準となる期日又は期間 調査票記入時点
- 4 報告を求めるもの 調査対象者
- 5 報告を求めるために用いる方法 知事が配布する調査票に調査対象者が記入し、提出する郵送調査方式又は県の電子申請・届出サービスにより回答するオンライン調査方式により行う。
- 6 報告を求める期間 令和8年7月15日から同年8月3日まで